

財政継続性維持に貢献する長期資金調達について
～将来世代の負担軽減のために

1 地方債とはなにか

(1) 地方債とは一会計年度を超えて償還する債務	
① 地方債	1
② 一時借入金	1
(2) 地方債が起こせる経費	
① 建設事業等後年度に効用が及ぶ経費	1
② 特別法による財政収支の赤字補てん経費	2
(3) 地方債の償還金に対する地方交付税措置	
① 償還金の地方交付税措置は地方固有財源によるもの	3
② 償還金の地方交付税措置を基準にした地方債3分類	3
(4) 地方債の資金別分類	
① 公的資金	5
② 民間資金	5

2 長期資金調達の目的の混乱が非効率な資金調達を招いている

(1) 世代間の負担の公平のための戦略「償還年限の長期化」	
～国債60年償還の考え方が地方債30年償還に浸透	
① 受益者負担の原則と世代間の負担の公平	6
② 60年償還ルール（建設国債及び特例国債）	6
③ 総務省通知は都道府県・指定都市に対し満期一括償還債発行を求めている	7
④ 総務省「地方債同意等基準」は、「受益者負担の原則⇒世代間の負担の公平」とともに、「財政運営の健全性」を求めている	8
(2) 将来世代の負担の軽減のための戦略「平均償還年限の短期化」	
～平均償還年限の短期化は効率性「支払利子軽減と債務早期償還」をもたらす	
① 償還年限と平均償還年限のちがいについて	9
② 平均償還年限は定時償還債と満期一括償還債の共通の償還期間のものさし	9
③ 金利は平均償還年限の長さで決まる	10
④ 平均償還年限短期化の効果	10
(3) 世代間の負担の公平と将来世代の負担の軽減はトレードオフ（二律背反）	
～償還年限の長期化（＝世代間の負担の公平）と短期化（＝将来世代の負担軽減）	
① 償還年限と世代間の負担の公平	10
② 償還年限と将来世代の負担の軽減	10

③世代間の負担の公平及び将来世代の負担の軽減は、償還年限の方向性が反対であることから、同時に追求できない	10
3 世代間の負担の公平と将来世代の負担の軽減の対立から統一へ	
～毎年の効率性「利子軽減と債務早期償還」追求による各世代の負担の軽減	
(1)地方公共団体における財源から、世代間の負担の公平をとらえ返す	
①地方債⇒将来世代の負担	11
②地方債以外⇒現世代又は過去の世代の負担	11
③純資産及び負債の適切な割合を考える視点	11
(2)総合的な視点による財政運営が求められる	
①日本の一般政府（中央政府、地方政府等）債務残高は拡大している	11
②個々の地方債のみの視点	12
③総合的な視点	12
4 地方債の効率化（支払利子軽減、債務早期償還）の取り組み	
(1)償還年限短期化の取り組み	
①元本償還据置期間の撤廃	13
②満期一括償還よりも定時償還を選択	14
③元利均等方式よりも元金均等償還方式を選択	15
④財政収支が許す範囲で償還年限短期化	15
⑤繰上償還	15
(2)透明性＝説明責任の確保が効率性を高める	
①複数金融機関の「金利」引合いによる借入先決定	17
②金利見直し時のテールヘビー方式等による「金利」引合いによる借入先決定	17
(3)臨時財政対策債の抑制	
①地方公共団体に臨時財政対策債は債務でないという認識が浸透している	17
②臨時財政対策債の本質は地方交付税交付不足の資金手当債	18
③臨時財政対策債抑制（起債しない、又は繰上償還）による財政効果の大きさ	18
④道府県及び指定都市における臨時財政対策債の債務としての認識について	19
参考1 国東市資金リスクマネジメント条例施行規則抜粋(令和2年3月27日規則第18号)	21
参考2 地方公共団体の地方債の考え方を読み取る	
(1)地方債制度研究会『平成25年度改訂版 地方債』（地方債協会）から	23
(2)『地方公共団体における資金調達と資金運用の現状～「資金調達と資金運用に関する調査」結果報告』（関西学院大学大学院経営戦略研究科石原俊彦研究室）から	24

1 地方債とはなにか

(1) 地方債とは一会計年度を超えて償還する 務

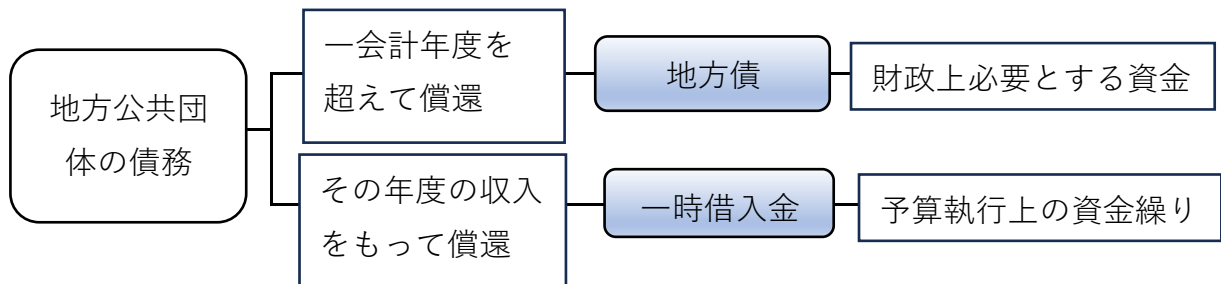
①地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達し、一会計年度を超えて償還する債務

②一時借入金

予算執行上の一時の資金繰りとして外部から借り入れ、その会計年度の収入で償還される債務。地方債に含まれない

図1 地方公共団体金融における債務の体系図



(2) 地方債が起こせる経費

①建設事業等の後年度に効用が及ぶ経費

ア)地方財政法第5条

- 1.)地方公営企業経費
- 2.)出資金又は貸付金
- 3.)地方債の借換え
- 4.)災害復旧費
- 5.)公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用もしくは公用の土地購入費

地方財政法（地方債の制限）

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。略

イ)特別法による建設事業等

- 1.)辺地対策事業費：辺地に係る公共施設整備のための特別措置法
辺地の公共施設整備
- 2.)過疎対策事業費：過疎地域の支援に関する特別措置法
過疎地域の公共施設整備他
- 3.)市町村合併地域の事業費：市町村の合併特例に関する法律
新市建設計画による公共施設整備、新市振興基金造成
- 4.)公共施設の除去費：地方財政法第33条5の8
公共施設等総合管理計画に基づいて行われる除去事業

5.)その他の経費

②特別法による財政収支の赤字補てん経費

ア)臨時財政対策債：地方交付税交付不足振替額（地方財政法第33条5の2）

1.)地方交付税の財源不足（国税収入不足）額の振替え

2.)起債の有無に関わらず、※元利償還金理論値100%を地方交付税措置

a) 都道府県・指定都市の※元利償還金理論値

30年（3年据置）償還で標準金利により起債した場合の元利償還金

b)市町村の※元利償還金理論値

20年（3年据置）償還で標準金利により起債した場合の元利償還金

イ)減収補填債：基準財政収入額精算額：地方財政法第33条5の3

1.)地方税「法人税割等」の収入が見込より少ない⇒基準財政収入額過大算定

⇒地方交付税過少交付⇒起債可能額は減収額の範囲内

2.)非起債の場合：地方税減収額を3年間で基準財政収入額減額⇒交付不足額精算

地方交付税の内訳：普通交付税(95%)は標準的な財源保障と財源の不均衡を是正する目的、特別交付税(5%)は災害等の特別の財政需要を保証

各団体の普通交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

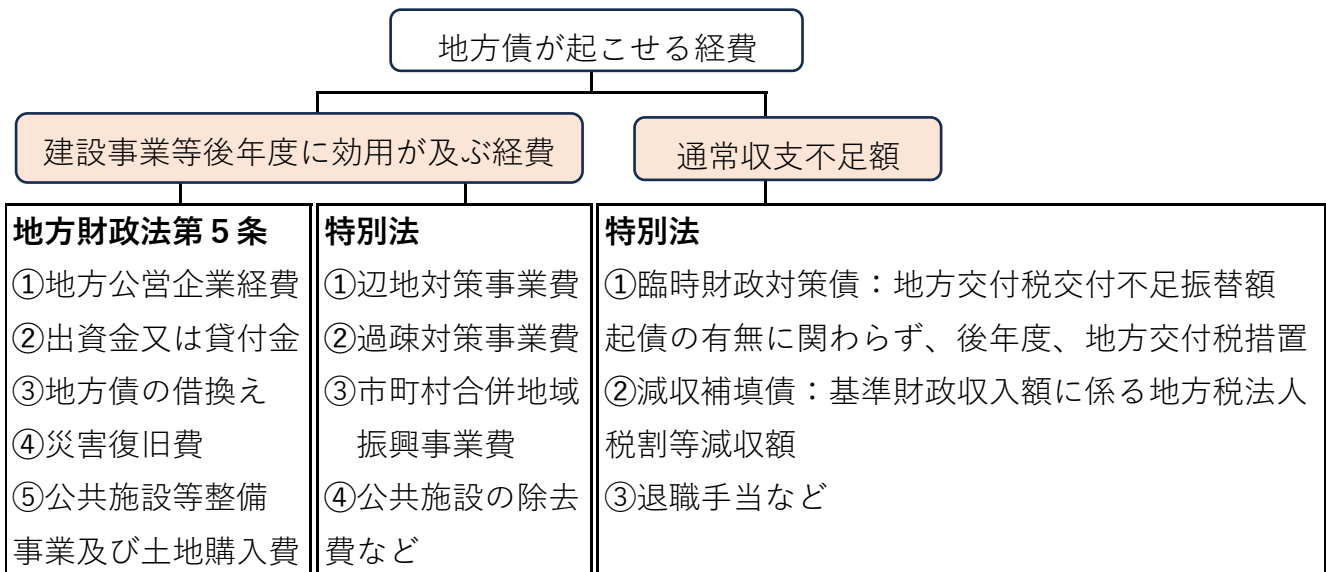
・基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

・基準財政収入額 = 標準的な地方税収見込額 × 75%

ウ)退職手当債：地方財政法第33条5の5

財政の安定が損なわれないために退職手当のうち著しく多額として算定される額

図2 地方債を起こせる経費の体系図



(3)地方債の償還金の地方交付税措置による分類

①償還金の地方交付税措置は地方固有財源によるもの

財政支援およびその財源は地方公共団体固有財源（国税一定割合）の2つの側面⇒償還金

の地方交付税措置が増大＝償還金以外に使う地方交付税の空洞化リスク

地方交付税法第6条では、所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税19.5%及び地方法人税100%が地方交付税の財源と定めている。

②償還金の地方交付税措置を基準にした地方債3分類 参照：次頁表1

ア)元利償還金の交付税措置がない

- 1.)公営住宅建設事業債、工業用水道事業債など：使用料等で公債費を支弁すべき
- 2.)退職手当債など：公債費を通常の収入で支弁すべき

イ)元利償還金の一定割合を交付税措置

- 1.)借りることにより、有利性「公債費負担軽減」を確保できる

ウ) (臨時財政対策債) 元利償還金(理論値)の100%を交付税措置

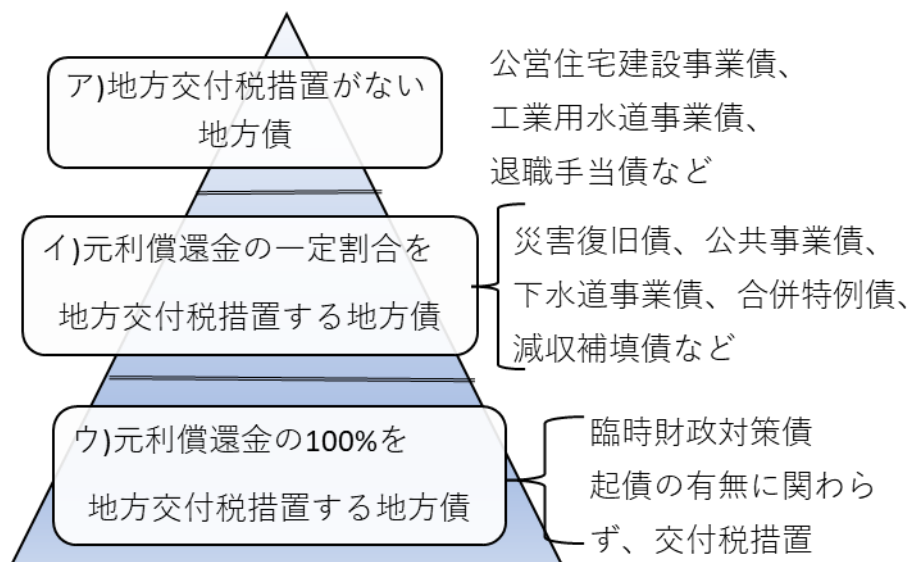
- 1.)起債の有無に関わらず、元利償還金(理論値)を地方交付税措置

都道府県・指定都市：30年(3年据置)償還、市町村：20年(3年据置)償還

- 2.)借りない(又は繰上償還する)ことによる、有利性確保

収入「交付税措置」+支出「公債費0」+債務消滅⇒経常収支と健全化指標の改善

図3 元利償還金普通交付税措置による三層構造



2023年度普通交付税不交付団体

①東京都及び72市町村 財政力指数 ≥ 1 のため

※財政力指数=基準財政収入額÷基準財政需要額の3カ年平均

②東京都特別区：東京都が地方交付税と類似する特別区財政調整交付金を交付

ア)都が課税・徴収する固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税及び法人事

業税交付対象額などの一定割合を各特別区に対し特別区財政調整交付金を交付

イ)普通交付金(95%)は、都が各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定

し、需要額が収入額を超える特別区に財源不足額に応じて交付

表1 2023年度地方債計画、地方債事業充当率及び元利償還金地方交付税措置率

	地方債計 画:億円	充当率 (%)		地方交付税措置率 (%)			
		本来分	財源対策債	本来分	財源対策債		
公共事業	15,889	50	40	50~80	50		
防災・被災・国土強靱化対策事業 ※交付税措置残分：単位費用算入		100		50			
公営住宅建設事業	1,089	100	—	—	—		
災 旧 害 事 業 復 業	1,126	補助・直轄災害復旧事業	80~100	—	95	—	
		歳入欠陥等債	100	—	47.5~85.5	—	
		小災害復旧事業債	50~100	—	66.5~100	—	
		地方公営企業災害復旧/火災復旧/一般単独災害復旧事業	65~100	—	47.5~85.5	—	
教 育 ・ 整 備 社 事 業 施 設 等	1,682	公立学校施設整備非負担金を受けてする事業	75	15	70	50	
		学校施設環境改善交付金を受けてする事業	75	0~15	70	0~50	
		就学前教育・保育交付金を受ける公立認定こども園一部事業	75	15	70	50	
		その他の国費助成を受けてする義務教育学校施設整備事業	75	0又は75	—	0又は50	
		学校教育施設等整備事業（地方単独事業）	75	—	0又は50	—	
		社会福祉施設整備事業	373	80又は90	—	—	—
		一般廃棄物処理事業（国庫補助事業）	75	15	50	50	
一 般 単 独 事 業	2,485	一般廃棄物処理事業（単独事業）	75	—	30又は50	—	
		一般廃棄物処理事業（単独事業*重点化事業）	75	15	50	50	
		一般廃棄物処理事業（清掃運搬施設等）	75	—	—	—	
		一般廃棄物処理事業（用地関係）	100	—	—	—	
		一般補助施設整備事業	541	80~100	—	30~70	
		一般補助施設整備事業（うち豪雪対策事業）	31	80	—	—	
		一般補助施設整備事業（うち特別転貸債）	76	100	—	—	
		一般補助施設整備事業（一般財源化分）	537	100	—	70	
		一般事業	75	—	30~50	—	
		一般事業（うち河川等事業）	90	—	—	—	
債	6,900	一般事業（うち臨時高等学校改築等事業）	90	—	—	—	
		一般事業（うち地域総合整備資金貸付事業）	100	—	利子75(用地50)	—	
		一般事業（うち被災施設復旧関連事業債）	100	—	70	—	
		地域活性化事業	90	—	30	—	
		防災対策事業	871	75~100	—	28.5~57	
		地方道路整備事業	3,221	90	—	—	
		旧合併特例事業	4,800	90~95	—	40~70	
		緊急防災・減災事業	5,000	100	—	70	
		公共施設等適正管理推進事業	4,320	90	—	0~75	
		緊急自然災害防止対策事業	4,000	100	—	70	
		緊急浚渫推進事業	1,100	100	—	70	
		脱炭素化推進事業	900	90~95	—	30~50	
		辺地対策事業	540	100	—	80	
		過疎対策事業	5,400	100	—	70	
		公共用地先行取得等事業	345	100	—	—	
公 営 企 業	12,649	行政改革推進債	700	100	—	—	
		調整	100	100	—	—	
		水道事業	6,035	100	—	50	
		工業用水道事業	297	100	—	—	
		交通事業 ※地方交付税措置は地下鉄事業	1,719	100	—	45	
		電気事業・ガス事業	333	100	—	—	
		港湾整備事業	619	100	—	—	
		病院事業 ※一般会計で経理の行政病院は地方交付税措置なし	4,547	100	—	25、40、70	
		介護サービス事業	51	100	—	—	
		市場事業	287	100	—	—	
地 域 開 業	919	と畜場事業	100	—	—		
		臨海土地造成事業	100	—	—		
		内陸工業用地等造成事業	100	—	—		
		流通業務団地造成事業	100	—	—		
		都市開発事業	100	—	—		
住宅用地造成事業	100	—	—				
債	100	下水道事業	12,649	100	—	16~100	
		観光施設事業	100	—	—	—	
		有料道路事業	100	—	—	—	
		駐車場整備事業	100	—	—	—	
そ の 他	9,946	その他事業	100	—	—	—	
		臨時財政対策債 ※借入の有無に関わらず、理論償還値交付税措置	9,946	100	—	100	
		退職手当債	800	100	—	—	
		国の予算等貸付金債 ※充当率は貸付機関の定め	(266)	—	—	—	
減収補填債 普通交付税の精算措置		100	—	75	—		
合 計	94,757						

(4)地方債の資金別分類

①公的資金

ア)財政融資資金

財投債による金融市場からの調達⇒財政融資資金⇒地方公共団体、特殊法人等へ貸付
 ※財投債：財政融資資金の財源に充てる国債。償還が租税でなく貸付回収金により
 行われるため、政府債務に分類されない。

イ)地方公共団体金融機構資金

地方公共団体金融機構債による金融市場からの調達⇒金融機構⇒地方公共団体へ貸付

②民間資金

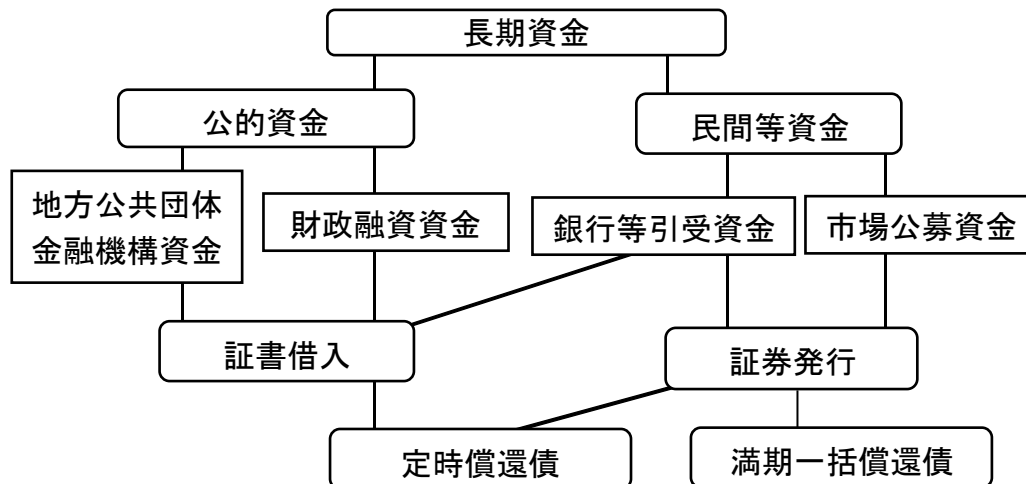
ア)銀行等引受資金

- 1.)預金等⇒金融機関等⇒証書借入又は証券発行による資金調達⇒地方公共団体
- 2.)満期一括償還債、定時償還債

イ)市場公募資金

- 1.)金融市場⇒証券発行による資金調達⇒地方公共団体
- 2.)満期一括償還債、定時償還債

図4 地方債資金の体系



注) 国の予算等貸付金及び海外市場資金を省略している

表2 2023年度地方債資金計画額 (単位：億円、%)

区分	計画金額	構成比	区分	計画額	構成比	合計	
						金額	割合
公的資金	40,657	42.8%	民間等資金	54,337	57.2%	94,994	100.0%
財政融資資金	24,238	25.5%	市場公募資金	34,100	35.9%	58,338	61.4%
地方公共団体金融機構融資資金	16,419	17.3%	銀行等引受資金	20,237	21.3%	36,656	38.6%

出所：地方債制度研究会『令和5年度地方債のあらまし』地方財務協会、19頁

注) 国の予算等貸付金266億円は計上していない。

2 長期資金調達のための混乱が非効率な調達方法を招いている

(1) 受益者負担の原則のための戦略「世代間の負担の公平」

～国債 60 年償還の考え方が地方債 30 年償還に浸透

① 受益者負担の原則と世代間の負担の公平

ア) 受益者負担の原則

水道使用料、公共施設使用料などの方法で受益者に利益に応じて負担を求めること。

イ) 世代間の負担の公平 地方債は将来世代への負担の先送りである。建設した公

共施設等の耐用年数に応じた償還年限とすることにより、世代間の負担の公平を図る。

② 60 年償還ルール（建設国債及び特例国債）

ア) 1967 年建設国債発行：60 年償還ルールを採用

見合い資産（公共施設等）の効用が概ね 60 年であることに着目

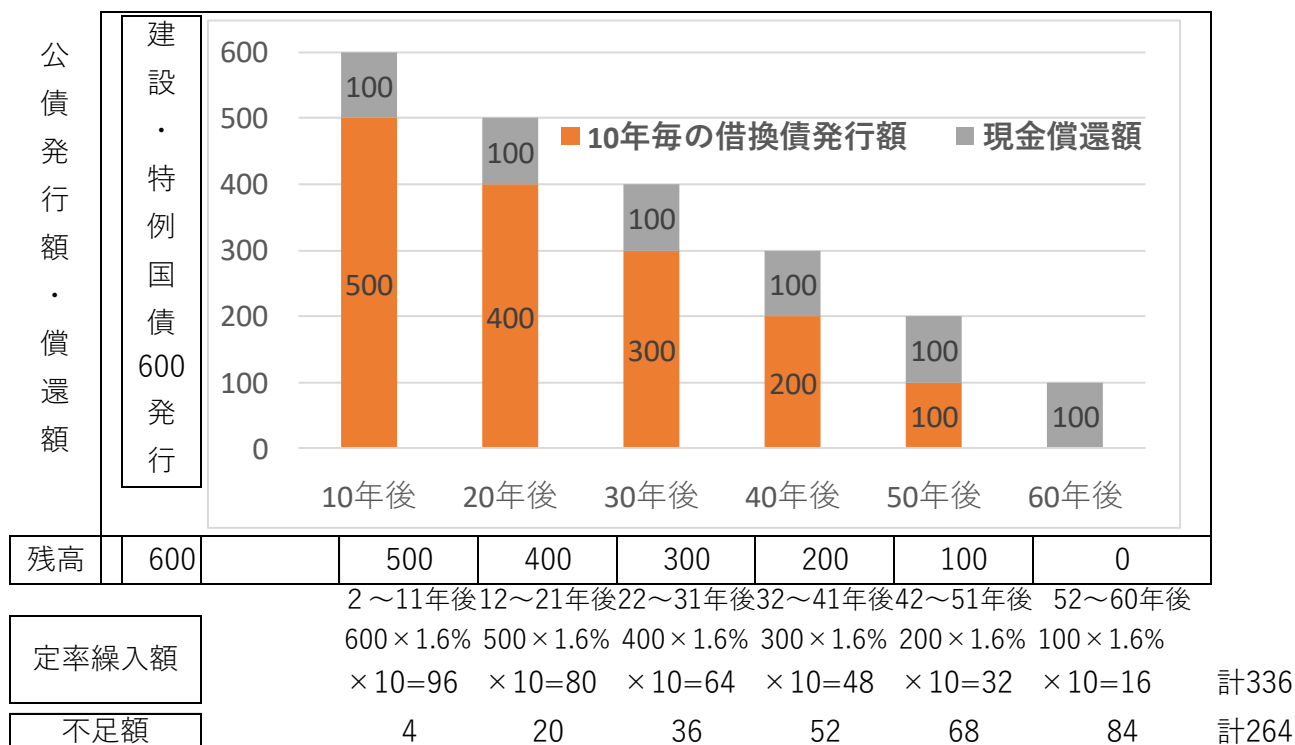
イ) 1976 年に特例公債（赤字国債）発行開始：60 年償還ルール適用

1.) 財政法第 4 条（赤字国債発行禁止）：国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

2.) 特例公債（赤字国債）の発行：根拠法「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（毎年更新の時限立法）

ウ) 世代間の公平の確保：一般会計から国債整理基金特別会計へ償還財源の繰入れ
定率繰入（前年度期首国債総額の 100 分の 1.6）など

図 5 10 年毎の借換債及び償還財源定率繰入(積立)による国債 60 年償還の仕組み



出所：財務省理財局『財務管理レポート 2023～国の債務管理と公的債務の状況』57-60 頁

(筆者解説) 2023年度末普通国債残高見込 1068兆円中、特例公債(赤字国債)769兆円(72.0%)に達している。特例公債(赤字国債)は見合い資産(公共施設等)がない(=将来世代に受益がない)ため、速やかに償還すべきもの。

主要何カ国かの国債管理当局宛に、「日本の『国債 60 年償還ルール』のような国債償還ルールがありますか」とメールで問い合わせたことがあります。その多くの国の当局者が回答をくださいましたが、その内容はみな「そのようなルールは自国にはない」というものでした。ある主要国の当局の方からは、次のような回答をいただきました。「そうやって国債の償還に 60 年もかけていては、いつまでたっても国債の元本は返済できないでしょう。だから私たちの国にはそのようなルールはありません。代わりに政治家が責任をもって、毎年度、過去に発行した国債の元本をできるだけ償還できるように予算返済するのです。

出所：河村小百合『日本銀行 我が国に迫る危機』講談社、2023年、258頁-259頁

③総務省通知は都道府県・指定都市に対し満期一括償還債発行を求めている

- 「地方債の総合的管理について」(都道府県総務部長・指定都市財政局長宛)」

総財地第 115 号平成 21 年 4 月 14 日、改正令和 3.3.26,

ア) 安定的な資金調達のための市場公募満期一括償還債発行

安定的な資金調達を図るために、都道府県及び政令都市を中心に市場公募地方債満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、発行年限の多様化に努める

イ) 30 年(3 年据置) 償還ルール

30 年償還を前提にした、減債基金積立と 10 年毎の借換債発行が求められた

ウ) 世代間の公平を図るために、満期一括償還地方債の償還に充てるための減債基金

積立は毎年度積立額は発行額の 30 分の 1(3.3%)に設定、対外的に公表 参照：表 3

エ) 金融商品の安定性確保と円滑な発行・消化のため、地方債証券繰上償還を行わないものとして発行

オ) 事業中止等で償還事由発生ときは、買入消却又は減債基金積立で対応されたい。

表 3 [公表例]満期一括償還地方債の借り換えについて(単位：百万円、%)

銘柄名	借換前		借換後		借換割合(b/a)	償還ペースの考え方
	発行額(a)	償還年限	発行額(b)	償還年限		
〇〇県令和〇〇年度第〇回公募公債	1,000.0	10(3)	741.0	10(0)	74.1%	通算30年償還(3年据置)の元金均等償還と実質的に同様の償還ペースとなるよう減債基金の積立及び借換債の発行。償還時に減債基金積立額は全額償還財源にあてる
〇〇県令和〇〇年度第〇回公募公債	741.0	10(0)	370.0	10(0)	49.9%	
合計	1741.0		1111.0		63.8%	

(筆者解説)30 年償還(3 年据置)と減債基金積立：満期一括償還を行う年度の世代とそれまでの公共施設等受益世代の負担の公平のため、30 年間の減債基金積立を求めている。

元金償還の 3 年据置きを定式化した経済合理的な理由は不明。

◎財政投融资改革（2001 年度）は民間資金を中心とした調達をうながした

ア)改革前 郵便貯金・年金積立金を資金運用部に預託し、貸付

イ)改革後

1.)郵便貯金・年金積立金は金融市場で自主運用

2.)特殊法人等は金融市場から財投機関債で自主調達、

自主調達が困難な場合：財政融資資金特別会計が財投債発行し貸付

3.)地方債への影響

a)公的資金が縮減された

b)（公的資金）金融市場から資金調達する財政融資資金、地方公共団体金融機構

c)(金融市場資金)

・指定都市及び都道府県は地方債の一部を市場公募債発行

・10 年毎の借換債発行と減債基金積立による 30 年（3 年据償）償還

④総務省「地方債同意等基準」は、「受益者負担の原則⇒世代間の負担の公平」とともに、「財政運営の健全性」を求めている

ア)世代間の負担の公平⇒公共施設等の耐用年数に応じた償還年限

⇒償還年限の長期化：金利が高く、利子負担が多くなり、債務償還が遅れる

イ)地方債における財政運営の健全性⇒償還年限短期化⇒利子軽減、債務の早期償還

ウ)(地方分権改革)2006 年:地方債の総務大臣・都道府県知事の許可性⇒協議制

エ)(地方財政法改正) 2016 年：総務大臣・都道府県知事の協議制⇒届け出制

令和 5 年度地方債同意等基準（総務省告示第 171 号）

（抜粋）世代間の負担の公平や財政運営の健全性、財政秩序維持、受益者負担の原則を損なわないものである必要があり、（略）。原則として、償還年限は 30 年以内、（建設改良に係る公営企業債にあっては 40 年）が適当であるものとする。

地方財政法（地方債の協議等）第 5 条の 3（原則）①地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。 略

第 5 条の 3（協議不要/届け出の場合）③～⑥[概要]協議不要基準：実質公債費比率 18%未満、将来負担比率（都道府県・指定都市）400%未満・（市町村）350%未満、実質赤字額 0、資金不足額 0、連結実質赤字比率 0 %

地方財政法第 5 条の 4（地方債の許可）次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。[概要]許可必要基準：実質公債費比率 18%以上、実質赤字が一定以上の地方公共団体、標準税率未満の地方公共団体、赤字が一定以上の公営企業

(2)将来世代の負担軽減のための戦略「平均償還年限の短期化」

～平均償還年限の短期化は効率性「支払利子軽減及び債務早期償還」をもたらす

①償還年限と平均償還年限のちがいについて

ア)(元本償還)据置期間の長短により同じ償還年限の借入金でも平均償還年限が異なる

1.)償還年限：満期までの期間

2.)平均償還年限：据置期間を加味した実質的な償還年限

$$\text{平均償還年限} = \{(\text{返済期日ごとの返済額} \times \text{返済期日ごとの償還期限})\text{の和}\} \div \text{借入額}$$

②平均償還年限は定時償還債と満期一括償還債の共通の償還期間のものさし

ア)償還期限 10 年における、平均償還年限の算定 参照：表 4

1.)据置期間なしの場合 平均償還年限=5.25 年

・償還期限半年～償還期限 10 年までの 20 本の満期一括償還債の集合と考える

2.)据置期間 5 年の場合 平均償還年限=7.5 年

・償還期限 5 年～償還期限 10 年までの 11 本の満期一括償還債の集合と考える

3.)満期一括償還の場合 平均償還年限=10 年

・償還期限 10 年の 1 本の満期一括償還債

4.)平均償還年限は据置期間の長さとの正の相関関係がある

表 4 借入額 2 億円・半年賦元金均等 10 年償還：据置なし、据置 5 年及び満期一括償還の平均償還年限

	定時償還元本均等償還方式				ウ 満期一括償還方式	
	ア 据置期間なし	イ 据置期間5年				
(a)借入期間	(b)償還元金	(a)×(b)	(b)'償還元金	(a)×(b)'	(b)"償還元金	(a)×(b)"
0.5年	1千万円	0.5千万円	0	0	0	0
1.0年	1千万円	1.0千万円	0	0	0	0
1.5年	1千万円	1.5千万円	0	0	0	0
2.0年	1千万円	2.0千万円	0	0	0	0
2.5年	1千万円	2.5千万円	0	0	0	0
3.0年	1千万円	3.0千万円	0	0	0	0
3.5年	1千万円	3.5千万円	0	0	0	0
1.5～3.5年						
4.0年	1千万円	4.0千万円	0	0	0	0
4.5年	1千万円	4.5千万円	0	0	0	0
5.0年	1千万円	5.0千万円	1.818千万円	9千万円	0	0
5.5年	1千万円	5.5千万円	1.818千万円	10千万円	0	0
6.0年	1千万円	6.0千万円	1.818千万円	11千万円	0	0
6.5年	1千万円	6.5千万円	1.818千万円	12千万円	0	0
7.0年	1千万円	7.0千万円	1.818千万円	13千万円	0	0
7.5年	1千万円	7.5千万円	1.818千万円	14千万円	0	0
8.0年	1千万円	8.0千万円	1.818千万円	15千万円	0	0
8.5年	1千万円	8.5千万円	1.818千万円	15千万円	0	0
9.0年	1千万円	9.0千万円	1.818千万円	16千万円	0	0
9.5年	1千万円	9.5千万円	1.818千万円	17千万円	0	0
10.0年	1千万円	10.0千万円	1.818千万円	18千万円	2億円	20億円
(a)×(b)=合計(c)		105千万円		150千万円		20億円
平均償還年限=(c)÷借入額		5.25年		7.5年		10年

③金利は平均償還年限の長さで決まる 参照：図6

ア)金利＝平均償還年限に対応する国債金利＋借入元のリスクプレミアム

イ)国債金利は右肩上がり：償還年限に比例して金利が上昇

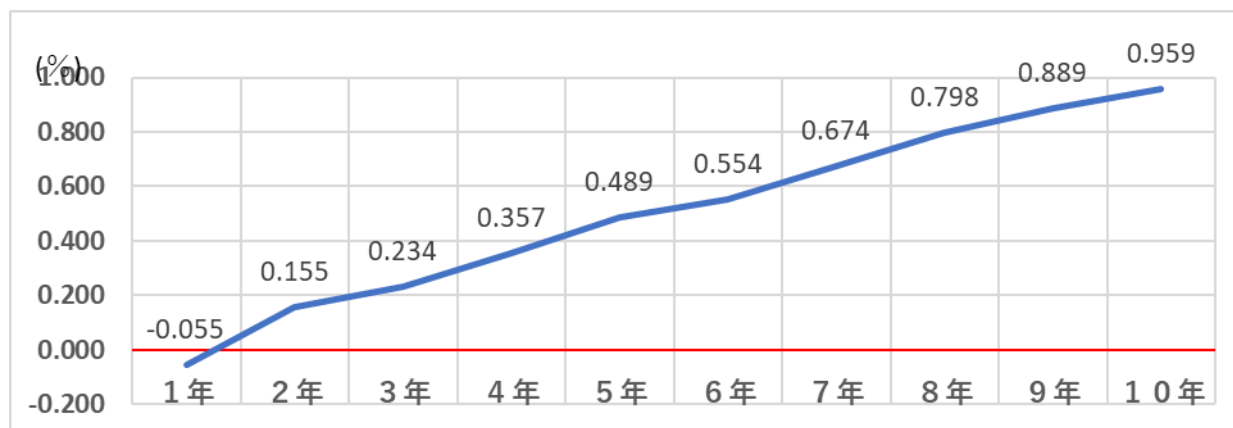
④平均償還年限短期化の効果

ア)上記③により、調達金利低下

イ)償還年限の短期化⇒調達金利低下×債務早期償還⇒支払利子軽減

ウ)債務早期償還⇒金利見直し時に、金利変動リスクにさらされる債務の減額

図6 国債償還年限と利回りの関係：2023.11.1 財務省国債金利情報



※金融引き締めのため政策金利を上げるとき、長短金利が逆転（逆イールド）することがある

(3)世代間の負担の公平と将来世代の負担の軽減はトレードオフ（二律背反）

～償還年限の長期化（＝世代間の負担の公平）と償還年限の短期化（＝将来世代の負担軽減）

①償還年限と世代間の負担の公平

ア)受益者負担の原則

1.)起債施設の受益世代が費用（元利償還金）を平等に負担する考え方

2.)据置期間

1.)の考え方から、起債施設供用までの間が合理的

3.)満期一括償還

減債基金の積立がなければ、償還年世代とそれまでの世代の負担の平等なし

イ)償還年限と（起債施設等）耐用年数の一致

償還年限の長期化⇒金利が高く利子負担が多くなり、債務償還が遅れる

②償還年限と将来世代の負担の軽減

償還年限の短期化⇒金利が低く利子負担が軽減され、債務早期償還が図られる

③世代間の負担の公平及び将来世代の負担の軽減は、償還年限の方向性が反対であることから、同時に追求できない

3 世代間の負担の公平と将来世代の負担の軽減の対立から統一へ

～毎年の効率性「利子軽減と債務早期償還」追求による各世代の負担の軽減

(1) 地方公共団体における財源から、世代間の負担の公平をとらえ返す

① 地方債⇒将来世代の負担

ア) 建設事業債における受益者負担の原則適用

受益施設の耐用年数に応じた償還年限

イ) 特例債「臨時財政対策債」における受益者負担の原則適用

- ・ 受益施設がないため、受益者負担の原則適用が困難
- ・ 地方交付税の元利償還金地方交付税措置に応じた償還年限により、先送りされた地方交付税交付金と将来世代の負担が相殺

ウ) 地方債だけの視点⇒将来世代の間の公債費負担の公平

人口減少社会のため、各年度の1人当たり公債費負担の平等の調整が必要

国立社会保障・人口問題研究「日本の将来推計人口（令和5年推計）」13頁

中位仮定将来推計（15～64歳）：2020年7,509万人⇒2045年5,832(▼22.3%)

② 地方債以外⇒現世代又は過去の世代の負担

ア) 国庫支出金、基金、地方税、地方交付税など

イ) 財源の負担世代とサービス受益世代が異なる

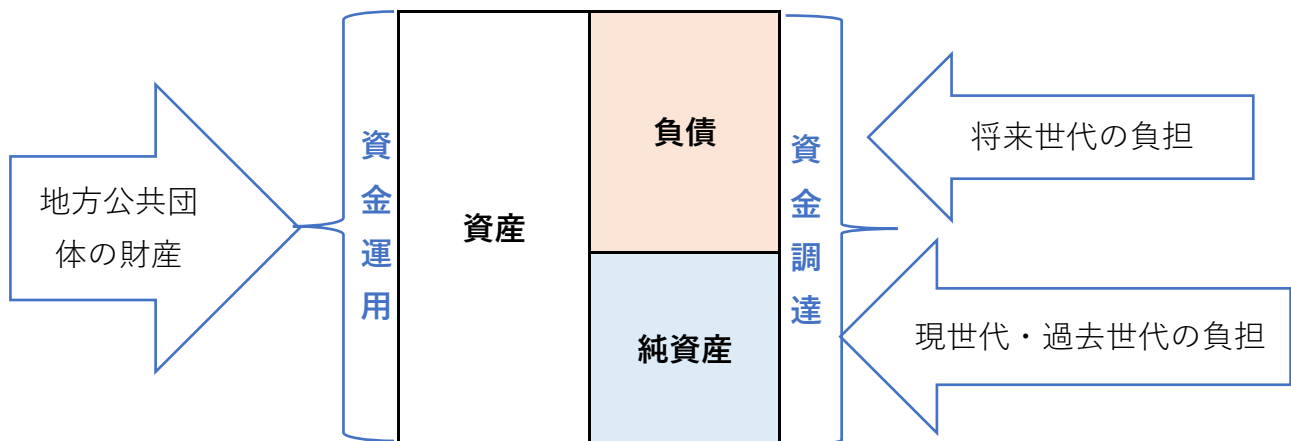
ウ) 税等を現世代で消費するだけでなく、将来世代のために投資し積立

③ 純資産及び負債の適切な割合を考える視点

ア) 現世代、過去世代及び将来世代を通じた負担の軽減と公平

イ) 財政の健全な運営の観点からの、適切な負債比率＝純資産比率

図7 貸借対照表における資産及び財源「負債と純資産」



(2) 総合的な視点による財政運営が求められる

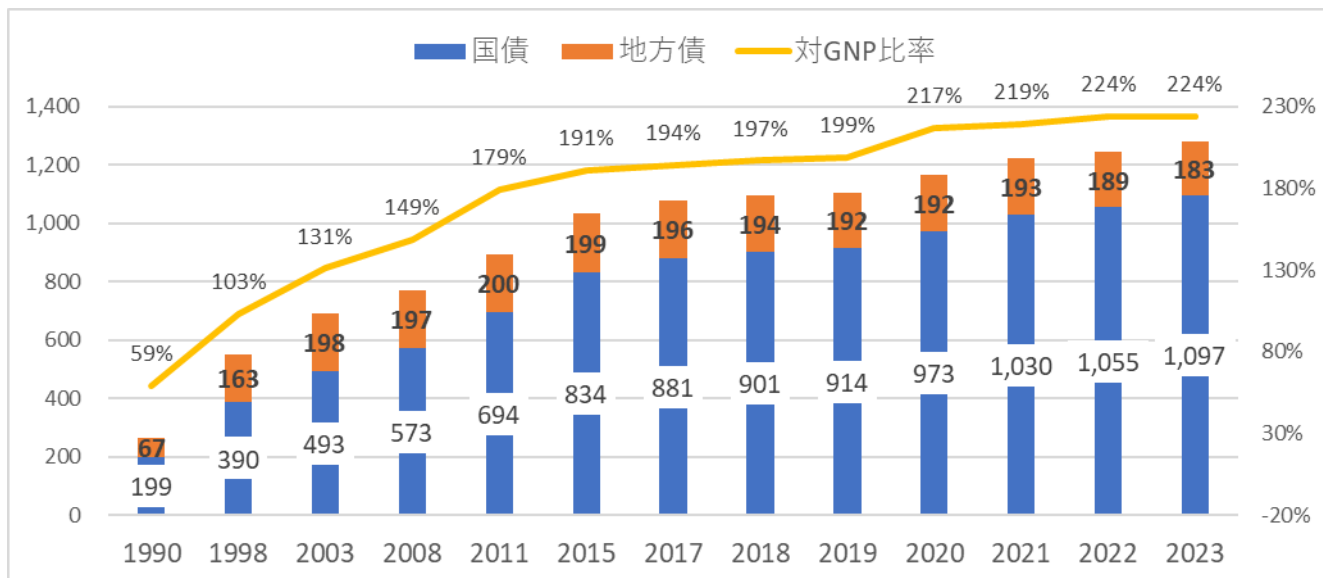
① 日本の一般政府（中央政府、地方政府等）債務残高は拡大している

ア) 一般政府債務残高の対 GNP 比率 219%は全世界 172 位、純債務残高 85 位の高さ

イ) 通国債 1,068 兆円中特例公債（赤字国債）769 兆円（2023 年度末見込）

ウ) 地方財政の借入金残高 183 兆円中臨時財政対策債 49 兆円、交付税特会債 28 兆円

図8 国債及び地方債の債務残高及び対 GNP 比率 単位：兆円、%



出所：財務省『日本の財政関係資料（令和5年2月）』、総務省「地方財政の借入金残高の状況」

②個々の地方債のみの視点

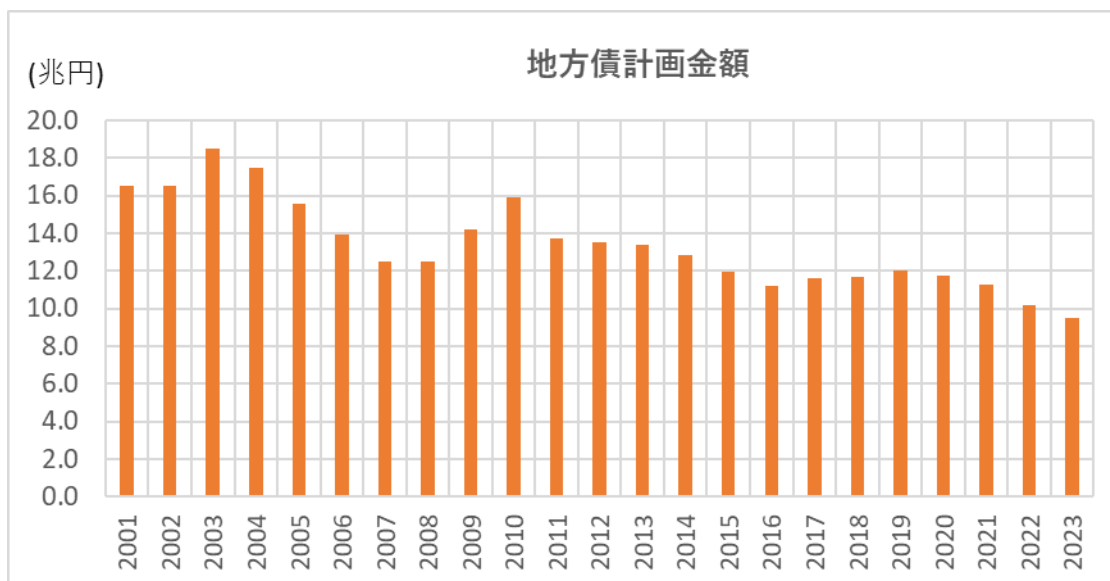
- ア) 公共施設の耐用年数と償還年限の一致⇒30年間の将来世代に平等な負担を求める
 受益者負担の原則⇒将来世代における負担の公平
- イ) 地方債の償還年限長期化（=耐用年数）の実行
 各世代の地方債負担の増加、債務償還の遅れ

③総合的な視点

- ア) 長期資金調達は、個別・単年度で終わらない
 毎年、10兆円～18兆円の借入が繰り返される

参照：図9

図9 地方債計画金額の推移 (単位：百億円)

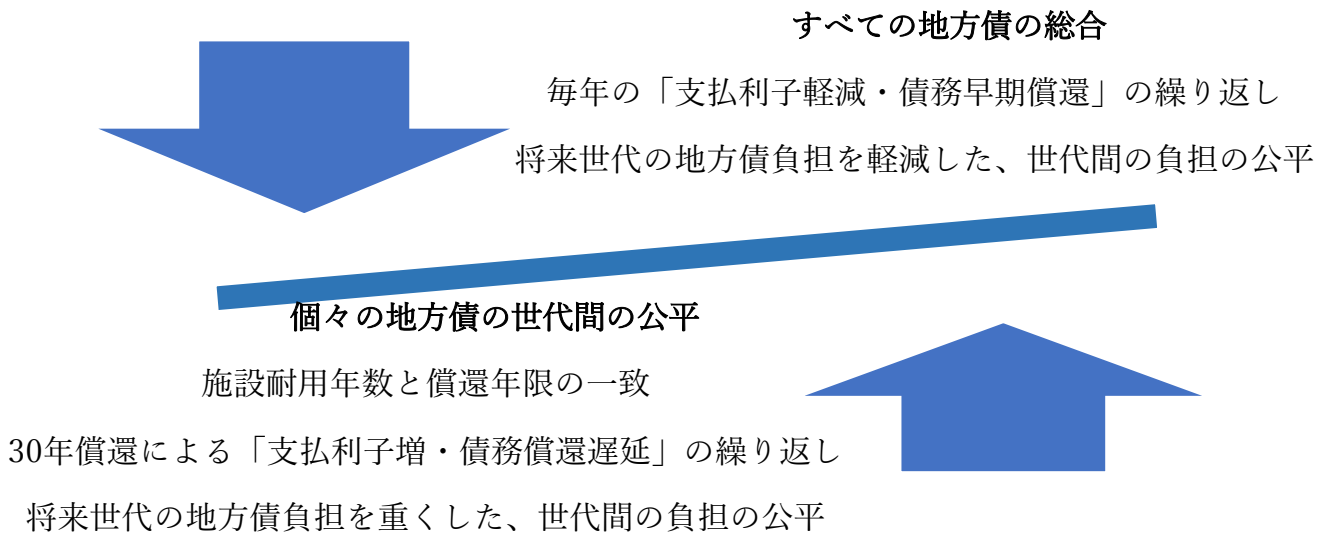


所：総務省地方債計画 <https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>

イ)地方債の償還年限短期化を毎年実行

将来世代の公債費負担を軽減し債務を減額した上での、世代間の負担の公平

図 10 総合的な視点の長期資金調達には各世代の負担を軽減し、財政健全性に貢献する



4 地方債の効率化（支払利子軽減、債務早期償還）の取り組み

(1)償還年限短期化の取り組み

①元本償還据置期間の撤廃

ア)地方公共団体の多くは据置期間の上限を設定している 参照：表 7、表 8

- 1.)据置期間上限を設定する団体 回答①+⑥+⑦(3 団体) = 195 団体(60.2%)
財政融資資金又は地方公共団体金融機構等の据置期間上限等を適用
- 2.)据置期間を設定しない団体 回答③ = 33 団体 (10.2%)
- 3.)据置期間 1 年を設定 回答④ = 34 団体 (10.5%)
- 4.)その他 回答②+⑤+⑦(3 団体) = 84 団体(25.9%)

表 5 地方債における据置期間設定の考え方

	回 答 団 体 数	0 2 6. 据置期間の設定の考え方を選択してください						
		1.)据 置期間 は借入 先の上 限期間	2.)起 債施設 を供用 するま での期 間	3.)据 置 期 間 な し	4.)据 置 期 間 1 年	5.)財政収支見 込、公債費平準 化、償還期間、 起債額、事業内 容等を考えて、 据置期間を調整	6.)財政融資 資金又は地 方公共団体 金融機構が 定めた据置 期間上限	7.)そ の 他
都道府県	37	16	13	6		4		1
政令市	15	4	5	2		4	2	1
中核市・ 旧特例市	66	38	11	3	10	12		1
特別区	13	7		1	2			
市	124	62	14	17	15	15	5	2
町村	69	56	2	4	7	1	2	1
合計	324	183	45	33	34	36	9	6

注)⑦その他：
[据置期間]都道府
県 = 新発債原則 5
年、政令市 = 25 年
償還は 5 年据置、
中核市・旧特例市
= 据置 3 年、市 =
前例。借入額によ
る「据置期間な
し」検討、又は据
置 2 年、町村 = 2
年

表6 地方公共団体金融機構の貸付条件抜粋：令和5年度同意（許可）債

貸付の種類	貸付対象事業		貸付条件			
			固定金利方式		利率見直し方式	
			償還期間	据置期間	償還期間	据置期間
		年以内	年以内	年以内	年以内	
一般貸付	一般会計債	公共事業等	—		—	
		道路事業	20	5	20	5
		学校教育等施設整備	15	3	15	3
		社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
			—省略—			
	長期貸付	臨時財政対策債	—		—	
		都道府県・指定都市に対する貸付	—	—	30	3
		上記以外の地方公共団体に対する貸付			20	3
	公営企業債	水道事業	—		—	
		上水道	30	5	40	5
		簡易水道				
		病院事業	—		—	
		病院、診療所、看護師・職員宿舍	30	5	30	5
		その他	10	2	10	2
			—省略—			

イ)平均償還年限は据置期間撤廃（半年）が最も短く、満期一括償還が最も長い

表7 据置期間と平均償還年限の関係

償還期間	平均償還年限			
	据置期間半年	据置期間3年	据置期間5年	満期一括償還
10年	5.25年	6.75年	7.75年	10年
20年	10.25年	11.75年	12.75年	20年
30年	15.25年	16.75年	17.75年	30年

注：地方債定時償還は半年賦償還のため、据置期間撤廃は据置期間半年になる

ウ)平均償還年限短期化による効率化

1.)金利は平均償還年限の長さとの正の相関関係

a)国債金利は右肩上がり：償還年限に比例して金利が上昇

b)金利＝平均償還年限に対応する国債金利＋借入（発行）元のリスクプレミアム

2.)償還年限の短期化⇒調達金利低下×債務早期償還⇒支払利子軽減

債務早期償還＝金利見直し時に、金利変動リスクにさらされる債務の減額

②満期一括償還債よりも定時償還債の選択

ア)定時償還債が効率性を高める

1.)定時償還債は満期一括償還債に比べ、平均償還年限が短い 参照：表7

2.)平均償還年限の短期化による効率化 参照：①ウ)

a)支払利子軽減及び債務早期償還

b)金利見直し時に金利変動リスクにさらされる債務が減額

イ)安定的な資金調達が可能であれば、定時償還地方債に切り替える検討

◎都道府県・指定都市の市場公募債発行団体において、定時償還債の発行が増加
市場公募債発行は都道府県 40 団体、指定都市 20 団体。

その内、市場公募定時償還債発行：2014 年度 7 団体⇒2022－2023 年度府県 25 団体、指定都市 13 団体。出所：(社)地方債協会 HP「全国型市場公募地方債(個別債)」

<https://www.chihousai.or.jp/03/02.html>

◎市場公募定時償債は 10 年借換、30 年償還(3 年据置)、借換債は据置なしで発行。

8 頁、表 3 総務省通知中「[公表例]満期一括償還地方債の借り換えについて」にならい、30 年償還(3 年据置)を行っていることが推測される。

(筆者解説) 地方公共団体は効率性を考え、安定的な資金調達に支障がなければ、据置期間を撤廃し、償還年限短縮を検討することを願うものである。

(ある指定都市の取材)市場公募定時償還に切り替えた理由は、借換債発行時の金利変動リスク回避のためである。

③元利均等方式よりも元金均等償却方式を選択

ア)効果

- 1.)元本早期償還⇒平均償還年限短縮⇒調達金利低下⇒利子軽減＋債務早期償還
- 2.)金利見直し時に金利変動リスクにさらされる債務減額

④財政収支が許す範囲で償還年限短期化

ア)効果

- 1.)元本早期償還⇒平均償還年限短縮⇒調達金利低下⇒利子軽減＋債務早期償還
- 2.)金利見直し時に金利変動リスクにさらされる債務減額

⑤繰上償還

ア) 地方債を繰上償還した場合、元利償還金地方交付税措置は継続する
(地方公共団体の誤解)

- 1.)理論償還表を基にした交付税措置がある地方債を繰上償還をした場合
 - a)理論償還方式：標準金利で算定した償還表を基に交付税措置率を乗じて算定
 - b)元利償還金の地方交付税措置は継続
- 2.)実額償還表を基に交付税措置がある地方債を繰上償還した場合
 - a)実額償還方式：地方公共団体の借入償還表を基に交付税措置率を乗じて算定
 - b)元利償還金の地方交付税措置は消滅

(正解)

繰上償還を行った場合の元利償還金地方交付税措置は、理論償還方式及び実額償還方式のいずれも、元利償還金の地方交付税措置は継続

総務省自治財政局交付税課『令和5年度普通交付税調査表記載要領(市町村分)調査表記載要領』107頁「<別紙>繰上償還の取扱いについて」

自己資金により繰上償還する場合の取扱い：当初借入時の償還表に従い算入する。

※道府県は道府県の記載要領を参照のこと

元利償還金地方交付税措置の方法

【理論償還表方式】総務省が地方債毎に償還年限、据置期間及び利率モデルを想定して作成する償還表に措置率を乗じて措置額を算定

【実額償還表方式】地方公共団体の実際の償還表に措置率を乗じて措置額を算定

イ)効果

1.)収支の改善

a)収支「収入－支出」＝増額（改善）

収入「元利償還金地方交付税措置」継続＋支出「元利償還金消滅」

b)経常収支比率改善

c)財政健全化判断比率「実質赤字比率、実質公債費比率」の改善

2.)将来負担の軽減

a)財政健全化判断比率「将来負担比率」の改善

分子「債務：消滅」＋分母「標準財政規模：変わらず」

A市の繰上げ償還戦略による財政健全化

人口(2022.4.1)3万人弱、2021年度財政力指数0.29

(1)繰上げ償還

13年間(2007-2019)152億84百万円、2020年9億86百万円、2021年9億59百万円

(2)繰上げ償還を行っても違約金を徴収されないために⇒地元金融機関から借入

(3)地方自治体の繰上償還に対する誤解

(みんなの誤解)元利償還金地方交付税措置(実額償還方式)は消滅

(真実)繰上償還した地方債の地方交付税措置継続⇒起債消滅＋元利償還金地方交付税継続

(4)財務指標の飛躍的改善

①実質公債費比率：2007年16.1%⇒2016年以降0%～2020年**-2.8%**：2021年**-1.8%**

②将来負担比率：2007年107.7%⇒2012年以降マイナスの数値

③経常収支比率：2007年98.3%⇒2010年以降81.3%-78.0%-83.6%：2021年83.9%

※国東市2021年：実質公債費比率4.6%、将来負担比率マイナス、経常収支比率88.9%

出所：A市提供資料、総務省市町村決算カード <https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>

(2)透明性＝説明責任の確保が効率性を高める

①複数金融機関の「金利」引合いによる借入先決定

ア)特定金融機関との相対協議による金利及び借入先の決定は透明性が確保できない

金融機関のプライムレートを基に、調達金利が決まる⇒金利が高い

イ)複数の金融機関の競争による金利での借入先決定は説明責任を果たせる

ウ)公的資金及び市場公募資金は市場金利を反映⇒透明性確保ができています

② 金利見直し時のテールヘビー方式等による「金利」引合いによる借入先決定

ア)テールヘビー方式とは、例として10年償還で5年後金利見直しの場合、5年後に残債額を一括償還する貸借契約を行うこと。5年後に、5年償還残債額の借入について複数金融機関の引合いを行うことにより透明性のある金利見直しが可能になる。

イ)借入した金融機関との金利見直し交渉は、市場金利を反映しない金融機関のプライムレートが基になるため、高い見直し金利になることが多い。

岐阜県各務原市のテールヘビー方式等による長期資金調達改革 2014年

(1)5年・7年金利見直し借入の導入

(2)人的コスト削減・透明性確保⇒テールヘビー方式導入

金利見直し年の償還額を大きく⇒引合いによる低利金融機関で借り換え

(3)据置期間見直し

(4)借入時機の機動性 金利状況により、5月末⇒3月末又は4月末

(1)～(4)支払利子削減効果 約1億7千万円

(5)既発債の利率見直し 支払い利子削減効果額約1億円

支払い利子削減効果額 合計約2億7千万円

出所：各務原市『資金調達業務の見直し』

(3)臨時財政対策債の抑制（起債しない、起債の減額又は繰上償還）

①地方公共団体に臨時財政対策債は債務でないという認識が浸透している

（地方公共団体の誤解）

臨時財政対策債は、地方交付税で元利償還金(理論償還額)100%措置

⇒実質的な債務でない⇒債務を抑制する必要がない

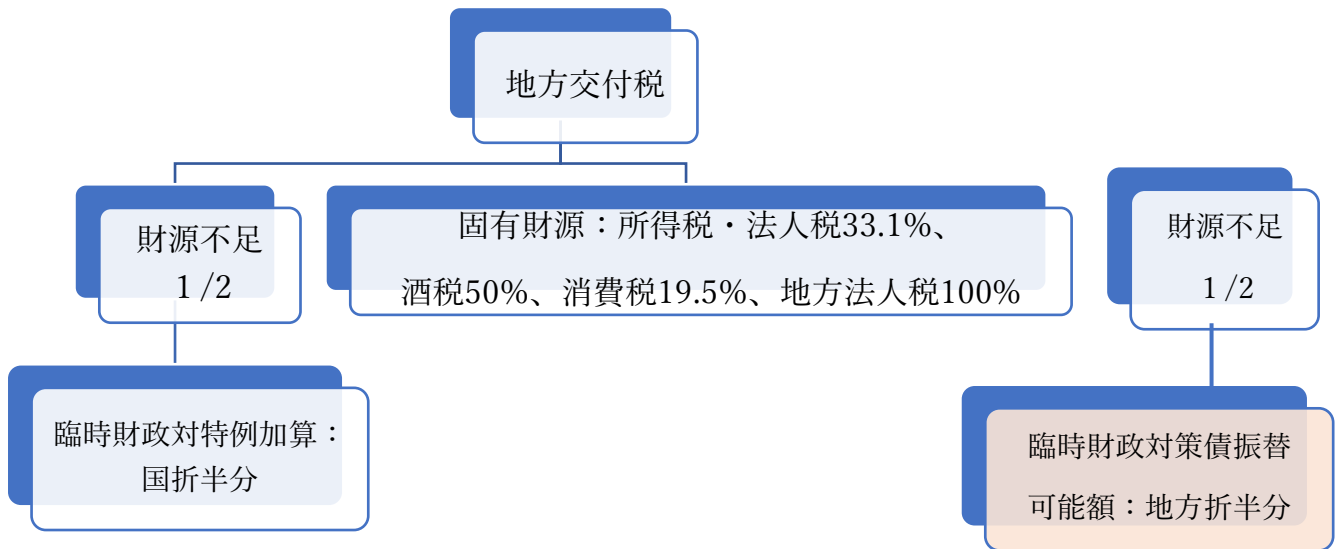
(正解)臨時財政対策債は、起債の有無に関わらず、地方交付税による元利償還金

(理論償還額)の100%措置

⇒債務である⇒起債をしない場合の財政的効果（収入継続、債務消滅）は大きい

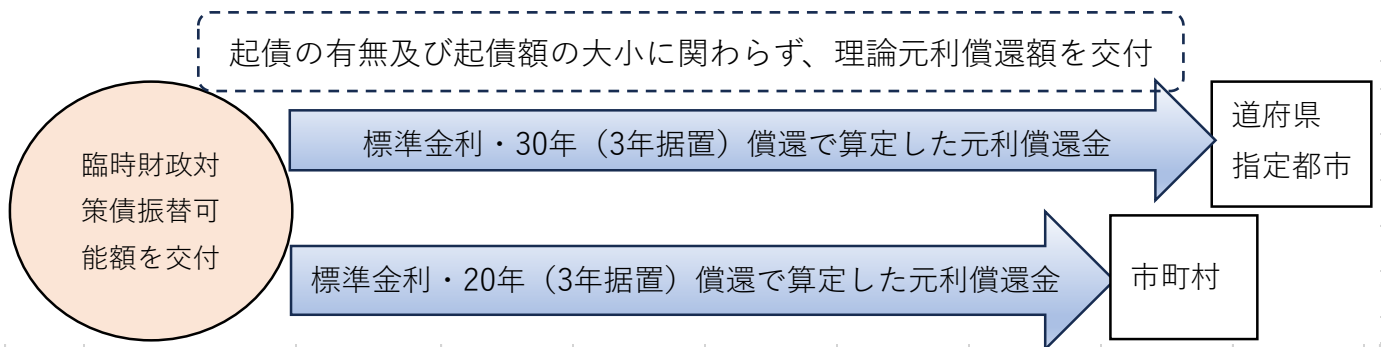
②臨時財政対策債の本質は地方交付税交付不足の資金手当債

図 11 地方交付税「財源不足」を臨時財政対策債と臨時財政対策特例加算で補てんする構造



イ)臨時財政対策債振替額を、借入の有無に関わらず、標準金利で算定した（理論）元利償還金額を翌年度以降、各地方公共団体の普通交付税に加算

図 12 臨時財政対策債交付不足を 20 年又 30 年かけて交付する構造



③臨時財政対策債抑制（起債しない又は繰上償還）の財政効果の大きさ

ア)収支「収入－支出」増額(改善)

- 1.)収入「元利償還金地方交付税措置」継続＋支出「元利償還金消滅」
※起債しない場合も、地方交付税振替額を借入したものとした理論償還額措置
- 2.)経常収支比率改善
- 3.)財政健全化判断比率「実質赤字比率、実質公債費比率」の改善

イ)将来負担の軽減

- 1.)財政健全化判断比率「将来負担比率」の改善
分子「債務：消滅」＋分母「標準財政規模：変わらず」

ウ)臨時財政対策債は税と同様のもので債務でないと誤解する要因

- 1.)普通会計「経常収支比率」:低い方が経常収支ひっ迫がなく良いとする指標

2.)臨時財政対策債は普通交付税と同じ経常一般財源収入に算入(図 11 参照)

a) 起債年度の経常収支比率 (見かけ上の経常収支)

図 12 により、臨時財政対策債起債団体は低い<起債しない団体は高い

b)次年度以降の経常収支比率 (真の経常収支)

臨時財政対策債を起債しない団体は低い<起債する団体は高い

図 13 普通会計における経常収支比率算定式

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源※}}{\text{地方税・普通交付税等経常一般財源+臨時財政対策債+減収補てん債}} \times 100$$

※経常経費充当一般財源：人件費、扶助費、公債費など経常経費に充当する一般財源

エ)臨時財政対策債振替 (発行) 可能額は地方税が多い (財政力指数が高い) 団体の方が多く算定 (振替)

各団体の臨時財政対策債振替 (発行可能) 額の算出方法

<算式>

$$\text{振替額} = a \times B / (B + C) \times \text{ア} \times \alpha$$

a：控除前財源不足額 (基準財政需要額と基準財政収入額の差額)

B：臨時財政対策債の振替総額

C：普通交付税の交付基準額総額

ア：「基準財政収入額/基準財政需要額 (臨時財政対策債振替前)」(n-1 年度～n-5 年度の平均) を用いた補正係数

α：総額に合わせるための率

④道府県及び指定都市における臨時財政対策債の債務としての認識について

ア)臨時財政対策債の債務としての認識の有無の判断

地方債残高管理指標 (目標) における臨時財政対策債の有無

イ)a)地方債残高管理指標 (目標) から臨時財政対策債を除外している団体

道府県 37 団体 (80.4%)、指定都市 12 団体 (63.2%)

ウ)b)地方債残高管理指標 (目標) に臨時財政対策債を含んでいる団体

道府県 6 団体 (13.0%)、指定都市 5 団体 (26.3%)

エ)c)債務抑制又は臨時財政対策債抑制に触れた方針が読み取れない団体

道府県 3 団体 (6.5%)、指定都市 2 団体 (10.5%)

オ)上記③に示しているように、臨時財政対策債の抑制による財政効果は大きく、財政力指数の高い団体はさらに効果が大きい⇒臨時財政対策債を抑制の検討が望まれる

表8 道府県及び政令市における臨時財政対策債抑制に関する方針

	a)地方債残高管理指標（目標）から臨時財政対策債を除外している団体	b)地方債残高管理指標（目標）に臨時財政対策債を含んでいる団体	c)臨時財政対策債抑制の有無が読み取れない(不明な)団体	備考
道府県	37	6	3	
指定都市	12	5	2	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市は「財政状況」で臨時財政対策債の繰上償還について、令和3年度は借換債未発行及び減債基金積立を行い、令和4年度は借換債未発行を実施 ・福岡市は財政運営プランで臨時財政対策債を可能な限り抑制するとしている。
計	49	11	5	

注：東京都及び川崎市は普通交付税不交付団体のため、本表から除外。

注：地方債残高抑制の考え方が、公表された方針等から読み取れなかった場合は③に分類

出所：2023年11月22日～11月26日に地方公共団体ホームページを筆者閲覧。

参考1 国東市資金リスクマネジメント条例施行規則抜粋(令和2年3月27日規則第18号)

第5節 長期資金調達及び長期資金運用の原則

(基本的な考え方)

第29条 資金調達と資金運用は、金融活動の表裏として統一的に捉えるべきであり、ともに平均償還年限に応じた国債利回りを基準にリスクプレミアムを付して金利が決定されること、及び金融市場の動向を踏まえて、安全性を優先して、最も効率的な金融取引を行うものとする。

2 前項における平均償還年限とは、次の算式で算定される実質的な償還期間のことである。

$$\text{平均償還年限} = \{(\text{返済期日ごとの返済額} \times \text{返済期日ごとの借入期間})\text{の和}\} \div \text{借入額}$$

3 市等は、資金調達及び資金運用において、平均償還年限を償還期間の目安とする。

4 市等は、資金調達における平均償還年限の短期化を利子負担軽減及び債務早期償還の基本的な考え方として戦略を立て、資金運用における平均償還年限の長期化を運用利回り向上のための基本的な考え方として戦略を立てるものとする。

5 市等は市場金利の動向を注視し、有利な局面での資金調達及び債券売買を機動的に行うものとする。

(長期資金調達方法)

第30条 市等は、証書借入による定時償還方式を基本として資金調達を行う。

2 市等は、支払利子軽減と債務早期償還を実現するために、次の方法を取るものとする。

(1) 据置期間は撤廃

(2) 元金均等償還方式

(3) 財政収支見込が許す範囲で償還期間の短期化

(4) 市債の繰上償還 市債の繰上償還に関わらず、元利償還金に対する地方交付税措置は継続することに留意する。

(5) 償還期間、金利固定期間、金利見直し時期及び変動金利方式並びに公的資金及び民間資金の選択は、将来の金利見直しを変数としたさまざまな方式での償還シミュレーションを作成した上で、支払利子負担額及び債務早期償還の度合いを比較し有利な借入方式と組合せを選択する。この場合において、金利固定期間が長ければ、金利変動リスク回避のため調達金利が高くなり、金利見直し時期が短く又は変動金利方式であれば、金利変動リスクを引き受けるため、調達金利が低くなることに留意する。

(6) 銀行等引受資金における金利見直し方法 テールヘビー方式における金融機関の引合いによる金利見直し又は金融機関との協議による市場金利を基準とする金利見直し

(7) 銀行等引受資金の金利条件 引き合い方式又は相対方式のいずれの場合も、金融市場金利をベースにした金利での借入

(8) 銀行等引受資金の繰上げ償還条件 繰上げ償還時補償金支払規定の撤廃
(市債の繰上げ償還)

第 31 条 市等は、銀行等引受資金の繰上げ償還を次の場合に行う。

- (1) 借入先破綻時における預金と借入金の相殺
- (2) 将来の公債費負担を軽減するための繰上げ償還
- (3) 金利負担軽減のため、別金融機関に借換え

以下 略

参考2 地方公共団体の地方債の考え方を読み取る

(1)地方債制度研究会『平成25年度改訂版 地方債』（地方債協会）から

● 地方公共団体の一般的な地方債の考え方

①地方債協会は地方3団体が設立した団体

全国知事会・全国市長会・全国町村会が地方債管理の充実を図るために、1979年に協同設置した一般社団法人。正会員は都道府県・政令指定都市、市町村・特別区関係事業団等、賛助会員は銀行、証券会社、関係団体。

②地方債協会の出版物等が地方公共団体における地方債の考え方をリードする。

銀行及び証券会社が賛助会員になっているため、広範な影響力があることが考えられる。

③『平成25年度改訂版 地方債』（地方債協会）は、総務省「地方債同意基準」と同様に「将来の財政負担の軽減」とともに、相矛盾する「世代間の負担の公平」を求め、そのために、1.)低利調達、2.)償還年限の施設の耐用年数との一致を求めている。

（筆者解説）将来の財政負担の軽減とは「利子負担軽減と債務早期償還」のことである。

そのためには、金利の決定要素である「平均償還年限」の短期化を図る必要がある。

「償還年限と施設の耐用年数の一致」を前提条件とした場合、「平均償還年限」の短期化を図るためには、据置期間を撤廃した定時償還を行う選択肢が残るだけである。

地方債制度研究会編『平成25年度改訂版 地方債』地方債協会、94頁

望ましい発行条件 地方債は後年度において元利償還金（公債費）という形で、その地方債を財源として建設された施設(又は企業)の利用者である住民の税負担又は料金負担となることから、将来の財政負担をできる限り軽減し、世代間の負担を受益に応じてできる限り公平に分担させるためには、

(1)利率については、なるべく低利であること

(2)償還期限（借換債を発行する場合は、借換債を含めた償還期限）については、なるべく当該施設の耐用年数と一致していること

(3)据置期間については、なるべく住民が利用できない期間（すなわち施設の建設期間）と一致していることが望ましいといえる。

(2)『地方公共団体における資金調達と資金運用の現状～「資金調達と資金運用に関する調査」結果報告』(関西学院大学大学院経営戦略研究科石原俊彦研究室)から

● 長期資金調達において重視している視点

①償還年限の長期化視点の回答と短期化視点の回答 (参照；表6)

ア)償還年限の長期化視点

- 1.)世代間の公平(償還期間と施設の耐用年数の一致) 219 団体(67.5%)
- 2.)公債費負担の平準化 (公債費が特定年度で大きくなる) 216 団体(66.7%)

イ)償還年限の短期化視点

- 3.)支払利息削減 228 団体(70.4%)
- 4.)債務早期償還 42 団体(13.2%)

②償還年限の長期化視点 * 回答 435 団体と償還年限の短期化視点 * 回答 270 団体

ア)重複回答団体 147 団体

- 1.)世代間の公平に対し 3.)支払利息削減又は 4.) 債務早期償還

イ) 重複回答団体 210 団体

- 1.)公債費負担の平準化に対し 3.)支払利息削減又は 4.) 債務早期償還

(筆者解説) 償還年限の長期化を招く視点と短期化を招く視点が重複している。

償還年限の長期化が金利上昇、支払利子増加及び債務償還遅延の要因であり、償還年限の短期化が金利低下、支払利子軽減及び債務早期償還の要因であることが理解されていない。

表9 長期資金調達における重視している視点

	回答団体数	025. 借入において、最も重視している観点を3つお選びください								
		償還年限長期化		償還年限短期化		その他				
		1.)世代間の公平【償還期間については、なるべく当該施設の耐用年数と一致していること	2.)公債費負担の平準化=公債費が特定の年度で大きくなる	3.)支払利息削減	4.)債務早期償還	5.)安定的な資金調達	6.)前例又は近隣の自治体の動向	7.)元利償還金に対する地方交付税措置の有利さ	8.)財政的配慮(償還元金以内の借入、「財政誘導目標」達成圏内の借入額、あるいは公債費負担比率等の指標へ影響)	9.)その他※
都道府県	37	15	31	30		27	6	1		1
政令市	15	12	4	14	1	11				
中核市・旧特例市	66	52	42	49	4	32	3	7		1
特別区	13	12	12	8	1	3				
市	124	81	80	92	26	50	10	5		
町村	69	47	47	35	10	32	2	4		1
合計	324	219	216	228	42	155	21	17		3
累計	903	435		270		198				

出所：『地方公共団体における資金調達と資金運用の現状～「資金調達と資金運用に関する調査」結果報告』2018年、独立行政法人日本学術振興会 科学研究費(挑戦的萌芽研)16K13405

調査対象：都道府県、政令市、中核市、旧特例市、特別区、九州管内(熊本県除く)市町村、近畿

管内市町村 https://www.city.kunisaki.oita.jp/uploaded/life/43161_140352_misc.pdf

注) 9.)その他：都道府県＝金利上昇リスク軽減、中核市・旧特例市＝借入金利の動向